

令和元年9月17日

堺市

府道大阪高石線（新）舗装補修工事（第3工区）ほか監理業務の
設計図書の訂正について（通知）

府道大阪高石線（新）舗装補修工事（第3工区）ほか監理業務の設計図書等（特記仕様書）について、下記のとおり、一部訂正しますので、お知らせいたします。

現在、堺市入札情報公開システムに掲載されている書類は訂正済みですので、再度、ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を訂正していただきますようお願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

記

1. 訂正箇所

・特記仕様書

2ページ、7. 配置技術者 2) イ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験における専門技術部門について、「鋼構造及びコンクリート」を「道路」に訂正する。

2. 訂正内容

・特記仕様書

2ページ、7. 配置技術者 2) イ

《訂正前》

イ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験のうち専門技術部門が「鋼構造及びコンクリート」とするものに合格し登録を受けている者

《訂正後》

イ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験のうち専門技術部門が「道路」とするものに合格し登録を受けている者

イ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験のうち専門技術部門が「道路」とするものに合格し登録を受けている者

ウ 1級土木施工管理技士の資格を有する者

エ 2級土木施工管理技士の資格を有する者（担当技術者のみ）

オ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者の資格を有する者

カ 一般社団法人全日本建設技術協会が認定した公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）若しくは施工体制の確保に関する推進協議会委員長が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種の資格を有する者

8. 工程管理

- 1) 受注者は、現行の実施工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した実施工程表を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
- 2) 実施工程表について監督員が特に指示した場合には、さらに細部の実施工程表を提出し、監督員の指示を得なければならない。
- 3) 特に時期の定められた箇所については、監督員と事前に協議し、工程の進行を計ること。

9. 業務の中止

発注者は、契約書に定める事項に加え、受注者に不正、あるいは、不都合な行為がある時は、業務の中止を命じることがある。この場合、工期延長は行わない。

10. 事故の報告

受注者は、業務中に事故が発生した時は、直ちに所定の処置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故の被害内容等について書面等で報告しなければならない。

11. 検査

- 1) 受注者は、業務完了時に、発注者の検査を受けなければならない。
- 2) 検査において、訂正を指示された箇所はただちに訂正しなければならない。
- 3) 業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う業務のかが発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

12. 業務実績データの作成・登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。